時とき　所ところ　内内容　対対象・定員　¥料金　持持ち物
申申し込み　問問い合わせ・申込先　Fファクス　Eメール

認可保育所・認定こども園（保育部分）令和７年４月の利用申し込みを受け付け（２・３月も含む）

認可保育所や認定こども園を利用する場合、市への申し込みが必要です。必ず事前に見学し、園から直接説明を受け、お子さんにあった保育所等を検討してください。各家庭の諸事情を総合的に勘案した上で審査し、利用の可否を決定します。幼稚園や認定こども園の教育利用、企業主導型保育施設などの認可外保育施設は、各施設へお申し込みください。

詳細は、市ホームページや案内冊子で確認を。なお、市内の施設一覧表や申込書類、案内冊子は、受付窓口・各認可保育所・認定こども園または市ホームページで入手・閲覧できます。

対象者　就労や病気などにより家庭での保育が困難である保護者

受付窓口　こども家庭課（市役所１階）、岩木総合支所民生課（賀田１丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）

受付期間　◎窓口…12月２日(月)～27日(金)（受け付けは平日の午前８時30分～午後５時）
※こども家庭課のみ、12月７日(土)・８日(日)も受け付けます。
◎郵送…12月20日（金・必着）

申し込みの際に必要なもの
①教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書
②確認同意書
③保育が必要であることを証明するもの【下表１】
④保育料を決定するための提出書類（◆）
⑤本人確認ができるもの（運転免許証など）
⑥マイナンバーの確認ができるもの（マイナンバーカードなど）

（◆）保育料を決定するための提出書類（一部のみ記載）
【児童の就学前の兄弟姉妹が次の施設等を利用している場合】
特別支援学校幼稚部／児童心理治療施設／児童発達支援／医療型児童発達支援…**在園証明書の原本**
【児童本人または同居者が次の手帳等の交付を受けている場合】
身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／愛護（療育）手帳／特別児童扶養手当証書／障害基礎年金証書…**手帳等のコピー**

問こども家庭課保育係（☎35-1131）

申し込みの早い遅いは利用の可否に影響しません

【表１】保育が必要であることを証明するもの（次のいずれか）

保育を必要とする事由		提出書類
就労（月48時間以上）	●雇用されている人 ●自営・農業をしている人（実家手伝い、内職を含む）	就労証明書の原本（市の指定様式を使用） ※育児休業明けの場合は、育児休業期間と復職予定日が記載されているもの
保護者が産前産後の場合		❶母子健康手帳の表紙と分娩予定日記載ページのコピー ❷誓約書兼求職活動報告書（市の指定様式を使用）
保護者が疾病等により長期療養を要したり、障がいがある場合	疾病	医師の診断書の原本（市の指定様式を使用／保育が困難であることが記載されているもの）
	障がい	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛護（療育）手帳などの氏名・等級・交付年月日記載ページのコピー
保護者が病人や障がい者などの看護・介護をしている場合		介護・看護状況申告書（市の指定様式を使用）
災害で罹災（りさい）した自宅等の復旧活動を行う場合		罹災証明書の原本
職業訓練校・大学・専門学校などに通学している場合		❶就学（職業訓練）状況証明書（市の指定様式を使用） ❷誓約書兼求職活動報告書（市の指定様式を使用）
求職活動を継続的に行っている場合		❶誓約書兼求職活動報告書（市の指定様式を使用） ❷求職活動を証明するもの（ハローワーク受付票、求人票のコピーなど）

※家族状況に応じ、保護者以外の同居者（祖父母等）についても証明書などを提出していただく場合があります。

国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証の廃止について

令和６年12月２日(月)以降、被保険者証（保険証）は新規で発行されなくなり、マイナンバーカードを保険証として利用する仕組み（マイナ保険証）に移行します。医療機関等の受診方法は次のとおりです。

マイナ保険証で受診する場合

健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）で受診をします。

利用登録は、国保年金課で手続きができるほか、スマートフォンなどを利用したマイナポータルアプリやセブン銀行ＡＴＭ、医療機関等に設置している顔認証付きカードリーダーの画面でも可能です。一度登録をすると、登録する資格情報に変更があった場合でも（加入する健康保険が変わった場合を含む）再登録の必要はありません。

保険証で受診する場合

すでに交付されている保険証は、記載されている内容に変更がない限り、有効期限まで使用できます。

有効期限が切れる前でも紛失等による再発行はできなくなりますので、ご注意ください。万が一、保険証を紛失等した場合は、マイナ保険証で受診をするか、資格確認書の交付申請をしてください。

「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」について

令和６年12月２日(月)以降、新たに資格を取得する場合や氏名・住所・負担割合などに変更がある場合、すでに交付されている保険証の有効期限が切れる場合に、マイナ保険証を持っている人には「資格情報のお知らせ」を、持っていない人には「資格確認書」を送付します（申請不要）。また、後期高齢者医療保険の被保険者については、令和７年７月までの間、マイナ保険証を持っている場合でも「資格確認書」を送付します。いずれも、資格情報（被保険者番号・保険者名・負担割合など）が記載されています。「資格確認書」は医療機関等へ提示して受診ができますが、「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません。

システムの不具合や停電等によりマイナ保険証を利用できない場合やオンライン資格確認等システムが導入されていない医療機関などを受診する場合、「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証と一緒に提示することで受診が可能となりますので保管をお願いします。

「資格確認書」の交付申請について

以下の場合は、申請により資格確認書を交付します。
・保険証を紛失し、マイナ保険証を持っていない
・マイナンバーカードを紛失した・再発行中
・介助者等の第三者が本人に同行して資格確認を補助する必要がある
・家族や介助者等が本人の代理で薬局に薬剤をもらいに行く必要がある

問国保年金課（国民健康保険に関すること…☎40-7045、後期高齢者医療保険に関すること…☎40-7046）／市民課マイナンバーカード普及促進対策室（マイナンバーカードの申請に関すること…☎40-0506）

「健康都市弘前」推進企業に11社を認定

「健康都市弘前」推進企業とは、「健康都市弘前」の実現に向け、従業員の働き方の見直しや職場での健康づくりなどに積極的に取り組み、市の認定を受けた企業のことです。

認定企業一覧　認定日９月１日（特例を除く）
【医療・福祉】……(福)わかば会
㈱介護サポート
【建設業】……㈱東邦設備工業所
豊産管理㈱、張山電氣㈱
㈱共同設備、㈱旭組
共立設備工業㈱
【サービス業】……㈱栄研
【卸売業・小売業】…弘前ガス㈱
【製造業】……㈱タムロン青森工場

認定を受けた企業について、市ホームページやイベント等で詳しく紹介しています。

問商工労政課雇用支援係（☎35-1135）

夜の公共交通が便利に！ライドシェア実証運行を行います

タクシー事業者の安全安心な運行管理のもと、一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供するライドシェアの実証運行を行います。

実証期間　11月１日～令和７年１月31日の金・土・日曜日、祝日、祝前日の午後９時～午前１時

運行エリア　弘前市内
※市内が出発地であれば、到着地は市外でも可能／市外を出発地とする場合は利用できません。

利用料金　タクシー料金に準ずる金額

利用方法　配車アプリからの利用となります。

詳細は、青森県タクシー協会ホームページで確認を。

問配車アプリに関すること…（一社）青森県タクシー協会（☎017-739-0545）／運行・一般ドライバーの募集に関すること…北星交通㈱（☎33-3333）、三ツ矢交通㈱（☎32-2281）／公共交通全般に関すること…地域交通課（☎35-1124）